

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

オ 放課後児童健全育成事業【事業概要は第4章P●●参照】

（単位：対象児童の数（人））

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年4月実績
麻生区	量の見込み	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	-
	小学校1年生	421	437	445	463	467	352
	小学校2年生	358	374	381	392	401	278
	小学校3年生	225	232	238	245	249	173
	小学校4年生	90	94	95	98	99	67
	小学校5年生	23	26	24	24	24	19
	小学校6年生	6	6	6	6	6	5
	確保方策	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	987
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,122
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,118
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,985
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	854
	小学校5年生	295	310	325	331	342	226
	小学校6年生	136	142	147	152	156	104
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,986

※令和6(2024)年4月実績欄に記載された対象児童の数の合計は、わくわくプラザごとに、児童の利用頻度に応じて人数換算した数値(例：月～土曜の週6日のうち週3日利用する児童は $3/6=0.5$ 人)で、学年ごとの数値とは一致しません。

カ 子育て短期支援事業(ショートステイ)【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の 考え方	2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 - 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,043

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

キ 乳児家庭全戸訪問事業【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の 考え方	●こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ●長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ●訪問につながりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ●訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容の見直しを図りながら、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43人(令和6(2024)年4月1日現在) 登録訪問員登録数 1360人(令和6(2024)年4月1日現在) 実施機関：各区地域みまもり支援センター

(単位:訪問件数(件))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	-
	確保方策	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	1,295
幸区	量の見込み	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	-
	確保方策	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	1,342
中原区	量の見込み	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	-
	確保方策	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	2,273
高津区	量の見込み	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	-
	確保方策	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	1,563
宮前区	量の見込み	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	-
	確保方策	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	1,370
多摩区	量の見込み	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	-
	確保方策	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	1,632
麻生区	量の見込み	950	903	869	849	824	-
	確保方策	950	903	869	849	824	1,022
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	10,497

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ク 養育支援訪問事業等

(ア)専門的相談支援【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の 考え方	母子保健情報管理システムの活用や医療機関との連絡会議との開催により、要支援家庭の早期の把握に努めます。家庭訪問時において支援養育状況を把握し、支援が必要な家庭への継続的な助言指導を行います。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,868

(イ)こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の 考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	-
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	965

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ク 養育支援訪問事業等

(ウ)子育て世帯訪問支援事業【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の 考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

（単位：年間利用件数（人日））

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021	—
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021	実績追加予定

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の 考え方	●地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ●保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズの適切な対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	-
	確保方策	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	17,471
幸区	量の見込み	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	-
	確保方策	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	18,878
中原区	量の見込み	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	-
	確保方策	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	36,889
高津区	量の見込み	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	-
	確保方策	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	27,026
宮前区	量の見込み	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	-
	確保方策	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	25,132
多摩区	量の見込み	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	-
	確保方策	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	22,147
麻生区	量の見込み	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	-
	確保方策	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	13,252
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	160,795

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

コ 一時預かり事業

(ア)幼稚園型【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の 考え方	●事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ●就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	-
	確保方策	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	37,721
幸区	量の見込み	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	-
	確保方策	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	37,872
中原区	量の見込み	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	-
	確保方策	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	48,813
高津区	量の見込み	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	-
	確保方策	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	43,433
宮前区	量の見込み	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	-
	確保方策	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	56,177
多摩区	量の見込み	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	-
	確保方策	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	40,217
麻生区	量の見込み	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	-
	確保方策	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	44,815
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	-
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	309,048

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

コ 一時預かり事業

(イ)保育所における一時預かり【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29(2017)年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7(2025)年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の 考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、こどもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につなげていないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	6,234	5,646	5,221	4,677	4,235	-
	確保方策	6,234	5,646	5,221	4,677	4,235	6,911
幸区	量の見込み	11,075	9,785	8,782	8,016	7,569	-
	確保方策	11,075	9,785	8,782	8,016	7,569	12,023
中原区	量の見込み	16,333	15,154	14,256	13,485	13,044	-
	確保方策	16,333	15,154	14,256	13,485	13,044	16,559
高津区	量の見込み	15,202	14,459	13,171	11,849	11,243	-
	確保方策	15,202	14,459	13,171	11,849	11,243	17,423
宮前区	量の見込み	12,386	12,330	11,248	10,186	9,251	-
	確保方策	12,386	12,330	11,248	10,186	9,251	14,474
多摩区	量の見込み	17,108	16,195	14,619	13,613	13,379	-
	確保方策	17,108	16,195	14,619	13,613	13,379	17,927
麻生区	量の見込み	8,879	8,185	7,255	6,512	5,833	-
	確保方策	8,879	8,185	7,255	6,512	5,833	9,676
全市	量の見込み	87,217	81,754	74,552	68,338	63,722	-
	確保方策	87,217	81,754	74,552	68,338	63,722	94,993

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

（7）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

サ 病児・病後児保育事業【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	725	687	651	621	589	-
	確保方策	725	687	651	621	589	685
幸区	量の見込み	710	687	662	637	617	-
	確保方策	710	687	662	637	617	828
中原区	量の見込み	1,143	1,092	1,040	1,004	970	-
	確保方策	1,143	1,092	1,040	1,004	970	1,074
高津区	量の見込み	484	462	440	422	407	-
	確保方策	484	462	440	422	407	930
宮前区	量の見込み	978	939	903	869	835	-
	確保方策	978	939	903	869	835	964
多摩区	量の見込み	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	-
	確保方策	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	1,265
麻生区	量の見込み	436	417	399	382	364	-
	確保方策	436	417	399	382	364	463
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	-
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,209

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

シ ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業)【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	800	805	814	820	832	-
	確保方策	800	805	814	820	832	795
幸区	量の見込み	1,731	1,740	1,761	1,773	1,799	-
	確保方策	1,731	1,740	1,761	1,773	1,799	1,719
中原区	量の見込み	3,869	3,890	3,937	3,963	4,022	-
	確保方策	3,869	3,890	3,937	3,963	4,022	3,843
高津区	量の見込み	1,480	1,488	1,506	1,516	1,538	-
	確保方策	1,480	1,488	1,506	1,516	1,538	1,470
宮前区	量の見込み	1,084	1,090	1,103	1,111	1,127	-
	確保方策	1,084	1,090	1,103	1,111	1,127	1,077
多摩区	量の見込み	1,301	1,308	1,324	1,332	1,352	-
	確保方策	1,301	1,308	1,324	1,332	1,352	1,291
麻生区	量の見込み	1,710	1,717	1,740	1,750	1,778	-
	確保方策	1,710	1,717	1,740	1,750	1,778	1,699
全市	量の見込み	11,975	12,038	12,185	12,265	12,448	-
	確保方策	11,975	12,038	12,185	12,265	12,448	11,894

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ス 妊婦健康診査【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込み の考え方	推計妊娠届出数(推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出)に妊婦健康診査の推計延べ受診回数(妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均)を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の 考え方	●推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 ●母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 ●実施体制・機関：市内在託医療機関、市外協力医療機関

(単位:※1年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	135,911
(参考)推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	10,873
(参考)推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,966

セ 産後ケア事業【事業概要は第4章P●●参照】

量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

(単位:延べ人数(人))

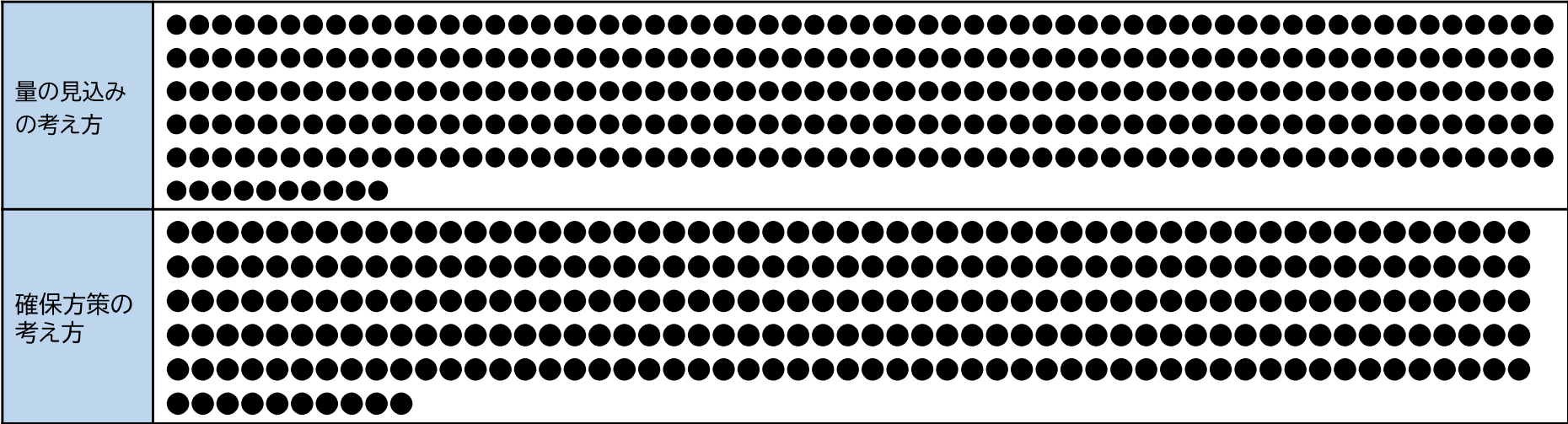
全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	-
確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	5,558

第6章 各種量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(7)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

● 親子関係形成支援事業【事業概要は第4章P●●参照】



(単位:●●●(○○))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	●●	●●	●●	●●	●●
確保方策	●●	●●	●●	●●	●●

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1)概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内115校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かした多様なプログラムや児童の意見を取り入れた活動を実施しています。

(2)取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(ア)余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

(イ)放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校・保護者との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

第6章 各種量の見込みと確保方策

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や特別支援学校及び特別支援級に在籍する児童、その他特別な配慮を要する児童虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童も安心して過ごすことができるよう、職員を追加で配置し安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ こどもの自主性、社会性等のより一層の向上

こども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれのこどもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えとともに、定期的にわかりやすく説明します。

また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

ク 事業の質の向上

職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得を目的とした、わくわくプラザ事業に従事する職員の資質向上のための研修を実施します。

(3)放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

●頁の「オ 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室(校内交流型)

(単位:実施か所数(か所))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(1)本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日子支課第125号子ども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という）を踏まえ、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともにすこやかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。また、代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）を必要とする場合においても、児童の考えや意見を聴き、その状況なども斟酌しながら、生活の場を定めていくことが必要になります。

本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

ア 基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につながっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭においてすこやかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(1)本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、さまざまな状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともにすこやかに養育され自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実をめざします。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、さまざまな状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

イ「量の見込みと確保方策」について

この計画は計画策定要領に基づき、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの要保護児童の量の見込みと確保方策を定めたものであり、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和2(2020)年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度を第1期、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度を第2期、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度を第3期としており、第2期以降、現行の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(1)本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

ウ 評価のための指標とPDCAサイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や子ども・子育て会議へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルを運用していきます。

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童福祉法の理念に基づき、こどもの権利擁護の観点から、一時保護の措置や代替養育を受けるこどもの状況や意向を踏まえながら代替養育等の環境を選択するとともに、一時保護や代替養育を行う者が、こどもの生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、こどもに寄り添った支援を行っていくことが必要です。

令和4年の児童福祉法等改正では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されたことやこどもの権利擁護に係る環境整備が規定され、本市においても取組を進めていく必要があります。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し子どもの権利ノート等を配付しこどもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
こどもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこどもの権利に関する内容を実施しています。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組

ウ 資源の整備・取組方針

現在の取組に加え、令和6年度から開始する意見表明等支援事業については、意見表明等支援員の確保をすることにより、活動日数の増加や施設入所児童への実施等、拡充に向けて取組をさらに推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人		993人
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	55日	100日	100日	100日	100日		20日
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数(年)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		1回以上
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人		68人

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、これまで各区役所地域みまもり支援センターに子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能を構築し、総合的な相談支援を実施してきたところですが、令和4年に改正された児童福祉法において、市町村はすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされ、本市も対応が求められています。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

令和4年改正の児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設されました。また、新規の3事業に子育て短期支援事業（本市での事業名称は子育て短期利用事業）・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置づけられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。本市においても家庭支援事業を実施することにより、ヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援につなげていくことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが求められています。

また、経済的な事情やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。本市に設置している母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、相談支援を担当する専門職や心理療法担当職員がこどもの養育に不安を抱える家庭の相談支援等を行っています。

児童家庭支援センターはこうした専門的な支援を行う機関として、児童相談所や区役所等との連携のあり方や児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューについてなど、地域における相談支援について行政と共に検討していくことが必要です。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こども家庭センター機能の整備	令和7年度から各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、サポートプラン策定等の取組を試行的に実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業(令和7年10月開始)を実施しています。 事業概要、令和6年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 ●ページ / 養育支援訪問事業 ●ページ 一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり) ●・●ページ 子育て世帯訪問支援事業 ●ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的にこどもの育児が困難な場合に、原則7日以内でこどもを預かっています。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

令和8年度からこども家庭センターでの取組を本格的に実施することにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目ない支援のさらなる充実に取り組みます。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

こども家庭センター機能の位置づけに伴いサポートプランに基づく支援を実施することにより、今後家庭支援事業につながる児童・家庭の増加も見込まれることから、これまで実施している既存事業の充実を図るとともに、新規の3事業うち、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業についても実施に向けて検討を進めます。

また、母子生活支援施設に入所する母子等に対しては、児童、母親それぞれを対象とした支援の充実を図りながら、施設退所後の地域での安定した生活を見据え、とりわけ母親の生活能力や社会性の向上、就労に結びつく各種サポートを踏まえた自立支援にも今後注力していく必要があります。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

乳児院や児童養護施設が持つこどもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ事業)の実施、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
こども家庭センターの設置数	7か所(試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	20回
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	407人
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	0区
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	3件	3件	3件	3件	3件	3件

※家庭支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込み・確保方策を位置づけ(子育て短期利用事業●ページ、養育支援訪問事業●ページ、子育て世帯訪問支援事業●ページ、一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり)●●ページ参照)

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

特定妊婦等の支援対象者に対しては、これまでも区などにおいて丁寧な支援を実施してまいりましたが、さまざまな事情によりやむを得ず一時的に母子を分離して支援を行うこともありました。相談支援をはじめとして、支援対象者が抱える悩みや課題などについては、早期に把握し、必要な支援を行う機関につなぐことが求められますが、どこに相談したらよいかわからない、家族等にわからないように相談したいが難しい、そもそも行政等の支援を求めたくない等、つながりをもつこと自体にハードルがある場合も多く、着実に支援の手が届くことが求められます。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が、各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

ウ 資源の整備・取組方針

今般の児童福祉法改正に伴い都道府県等の事業として位置づけられた妊産婦等生活援助事業は、支援対象者が地域で暮らしながら、通いにより、あるいは必要に応じて事業所へ入居することにより、母子を分離しない形で生活上の支援や、各種相談等の対応を行うことも可能となります。

また、既存の乳児院や母子生活支援施設との連携を図ることで、各施設で培ってきた養育機能やアセスメントの専門性などを、本事業の利用者の支援に活かすことができると考えています。

特定妊婦として支援対象となる方の総数を考慮すると、特に今後入居による支援を含め、本事業が実施する各種支援につながる方が増加していくと見込まれます。本市においても令和6年度中に開設した事業所を中心に、一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を重ねるとともに、支援の実績を蓄積し、安心して子育てができるよう、事業拡充を進めてまいります。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	1	1	1		1
研修の実施回数(年間)	1	1	1	1	1		1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3		3

妊産婦等生活援助事業の事業所数は調整中(数値は第6章改訂版のもの)

（5）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とする児童数(措置児童数)は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合(措置率)を算定し推計します。

本章1(4)で行った推計時点では、児童人口は令和11(2029)年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

	第2期	第3期					実績値
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638		245,047
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%		0.140%
措置率増加率	—	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		3.3%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358		343
措置児童数	341	345	348	350	352		342

※ 令和7年度の措置率については、令和2年度から令和5年度までの平均(0.144%)を採用しています。

※ 措置率増加率については、児童相談所一時保護所において、公的保護方向の判断に基づき里親や施設に措置を行う予定の児童が常時相当数いることを踏まえ、第2期計画策定時に用いた数値(2.7%)を採用しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計(年齢別) (単位:人)

	第2期	第3期				実績値
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
就学前児童(3歳未満)	32	32	33	33	33	35
(里親等委託率対象児童数)	32	32	33	33	33	35
就学前児童(3歳以上)	48	49	49	49	50	55
(里親等委託率対象児童数)	42	43	43	43	44	50
就学児童	261	264	266	268	269	252
(里親等委託率対象児童数)	206	203	205	207	202	211
合計	341	345	348	350	352	342
(里親等委託率対象児童数)	280	278	281	283	279	296

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)入所児童数を控除した人数をいいます。

(6)一時保護改革に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。本市では平成20年代後半から児童虐待相談・通告件数が大幅に増加した中、一時保護所においても恒常的な定員超過状態が継続し、一時保護所の環境整備が必要とされていました。一時保護の多くはこどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものであることから、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図る必要があります。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（6）一時保護改革に向けた取組

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	・恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和2年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和7年度供用開始時に市全体で最大100名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ・一時保護所の運営等に関する会議を定期的で開催し、一時保護所での生活やこどもへの対応について検討を行っています。 ・一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	---

ウ 資源の整備・取組方針

これまでの一時保護所におけるこどもへの意見聴取をはじめ、一時保護所の運営等に関する検討、一時保護所職員への人材育成等の取組を継続するとともに、一時保護が長期化するこどもに対しどのように環境を整備していくか、引き続き検討していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
一時保護所の定員数	88人	94人	94人	94人	94人		70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所		2か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回		12回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120人	120人	120人	120人	120人		124人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22		16
一時保護所平均入所日数	51日	51日	51日	51日	51日		46日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%		98.2%

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市では区役所地域みまもり支援センターにおける児童虐待予防の支援により、地域での生活を継続できるよう取り組んでいます。それでもなお代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とするだけでなく、権利に根差して、こどものすこやかな育ちのため、パーマネンシー保障をめざす中で、こどもの最善の利益の実現を目的としているため、本市においても、児童相談所や関係機関等が子供の意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。

※親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメントの考え方については(7)ア(ア)に示したとおりであり、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、代替養育が開始された時点から児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰をめざすと 親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域みまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスタリング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立をめざすなど、パーマネンシー保障を念頭に置いた支援を行っています。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（7）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ウ 資源の整備・取組方針

（ア）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所はこどもを心身ともに安全かつ健全に養育ができるよう家庭に対する支援を行い、家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合は親族等養育、特別養子縁組の委託を検討するなどケースマネジメントをさらに推進します。

（イ）親子関係再構築に向けた取組

ペアレントトレーニング等個別の保護者支援プログラムの実施をはじめ、家族の抱えるリスクやニーズ等のアセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援を展開できるよう、親子関係再構築に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。また、こどもや保護者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに応えられるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等により人材育成を図りながら、職員間で実践を共有し、支援の質の向上につなげます。

親子関係再構築支援の実施にあたって、児童相談所との相談関係を構築することが難しい状況にある保護者に対しては、児童相談所以外の機関や支援者が保護者をサポートする体制づくりは重要であり、児童相談所以外の第三者機関が加わることで、多様な立場から保護者とこどもを支援する体制づくりにつながることから、保護者支援プログラムの実施機関等と連携・協働することにより、さらに専門性を活かした支援を行います。

（ウ）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市では、養子縁組里親の支援に特化した形のフォスタリング機関を令和2年度から1機関設置しており、特別養子縁組に関する制度の理解、普及啓発やリクルート及び養親となる里親の育成、こどもの委託後の支援、特別養子縁組成立後の支援などを、児童相談所の援助期間経過後も継続的に実施するなど、永続的な家族関係の形成とその後の支援を担っています。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（7）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
児童相談所における専門チームの配備	3	3	3	3	3		3
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38人	44人	50人	56人	62人		4人
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回		14回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人		272人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	6	6	6	6		6
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人		68人

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、本市においても養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討していく方向性です。策定要領に定められる里親等委託率の目標値を念頭に置きながら里親等委託を推進してきました。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。里親家庭は本計画を策定した令和2年度に比べて約40家庭増加していますが、年齢、体調面をはじめ、個々の家庭の事情等により、毎年一定数の登録辞退者も出ており、里親登録数が伸び悩み、里親への委託児童数も伸び悩んでいる状況です。普及・啓発活動やリクルートを単純に行うだけでなく、地域において児童福祉に理解がある方やこどもの養育を希望する方の把握をし、効果的に里親登録者を確保することが急務となっています。

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

現在、本市では2つのフォスタリング機関が、乳児院等に配置された里親支援専門相談員と連携を図りながら、養育里親、養子縁組里親それぞれのリクルート、アセスメント、養成研修や実習の実施、マッチング、委託後の家庭訪問等を含めた各種支援を児童相談所と協同し、実施しています。しかしながら、未委託里親へのフォローへの課題や、委託後の児童及び里親に対するニーズに沿った支援などが十分に行き届かず、子育てに困難感を抱いたり、やむを得ず委託解除になった事案等も存在しています。子育て経験の無い里親への研修、思春期のこどもへの対応や障害理解が促進等の研修内容の充実が必要です。また、各機関が里親やこどもに対して、共通認識を持ったうえで、各種支援やアセスメントを行うことが求められているところです。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について(ア)

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率:3歳未満48.6% 3歳以上就学前46.0% 就学児28.4% 全体33.8% 登録率:82.5% 稼働率:41.0%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親:131家庭 専門里親(9家庭:養育里親の内数) 養子縁組里親:80家庭 親族里親:8 家庭 ファミリーホーム:2か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間4回開催しました(14家庭登録)。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について(イ)

里親支援センターの設置数	令和6年度は0か所、今般の児童福祉法の改正により都道府県等の事業として位置づけられた里親支援センターについて、求められる機能の整理や、実施する支援の内容など、設置に向けた検討を進めています。
民間フォスタリング機関の設置数	平成30年度に1か所、令和2年度中に1か所開設を行い、令和5年度末時点、2か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、子どもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和6年度は6回開催しています(14家庭登録)。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

計画改定に当たり、里親当事者や施設職員、入所児童等に対するアンケートを実施していますが、リクルートに関し、社会的な認知度の向上のほか、地域住民や、学校、保育園など身近な関係機関が里親制度への理解・認識を深めることが、結果的に里親としての活動がしやすくなり、里親制度自体への理解が進むとともに、登録者の増加にも寄与するのではないかと回答が見られました。

今後は地域において児童福祉に理解がある方やこどもの養育を希望する方の把握をし、リクルートの強化を行いながら、里親登録数や委託児童数を念頭に置きながら、こどもを委託できる里親登録者を増やすことで、里親委託率向上に向け取り組みを進めていきます。

また、あわせて小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)についても、実施者が養育里親であること等を要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設をめざしていきます。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

里親家庭を支援し、里親登録数の増加や、里親等への児童の委託を推進するにあたっては、里親及び児童を委託の前から、委託後、場合によっては児童の社会的自立において効果的に支援していくことが求められるところです。現状の里親委託における課題を解決し、里親等支援業務の包括的な実施体制を構築するためには、現行のフォスタリング業務の見直し・再整理を行い、本市と民間フォスタリング業務の担い手の里親委託の方向性を一致させ、里親等支援業務を行う必要があります。各児童相談所に対応する形でフォスタリング業務の実務的役割を担う里親支援センターを設置することで、各児童相談所と密に連携を行い、これまで以上にきめ細やかな支援を展開し、里親と施設の両輪による社会的養護の体制を確立するとともに、こどもが里親家庭において安心した生活を送り、自立することができるまでを一貫して支援できる体制構築をめざしていきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数(里親部会)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

■代替養育(里親等)の確保方策 (単位:世帯※ファミリーホームは定員数)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
養育里親	157	168	179	190	201		123
専門里親(養育里親の内数)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)		(9)
養子縁組里親	85	90	95	100	105		79
親族里親	10	11	12	13	14		8
里親登録数計	252	269	286	303	320		210
ファミリーホーム(定員数)	23	23	23	23	29		11
合計	275	292	309	326	349		221

■里親等への委託児童数の見込み (単位:人)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
養育里親	87	92	101	107	112		67
養子縁組里親	10	10	10	10	10		16
親族里親	10	11	12	13	14		11
ファミリーホーム	20	20	20	20	23		4
計(里親等)	127	133	143	150	159		98

■里親等への委託児童数の見込み(年齢別) (単位:人)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
就学前児童(3歳未満)	24	24	25	25	25		17
就学前児童(3歳以上)	29	32	32	32	33		21
就学児童	74	77	86	93	101		60
計	127	133	143	150	159		98

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

■里親等委託率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
就学前児童(3歳未満)	75	75	76	76	76
就学前児童(3歳以上)	69	74	74	74	75
就学児童	36	38	42	45	50
計	45	48	51	53	57

実績
R6年度
49
46
28
34

※里親登録率とは、代替養育を必要とすること
もの数に対する里親等が受託可能なこどもの
数のことをいい、次の算式により算定する。
(里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホ
ームの定員数)÷里親等委託率対象児童数

■里親登録率及び稼働率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%

実績
R6年度
82.5%
41.0%

※里親稼働率とは、里親等が受託可能なこども
の数に対する里親等へ委託されているこども
の数のことをいい、次の算式により算定する。
里親・ファミリーホームへの委託児童数÷(里親登
録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定
員数)

※平均受託児童数については、令和5年度末に
おける数値(1.14人)を各年度の見込み値算定
において使用している。

■フォスタリング機関の設置数ほか

	第2期	第3期			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
里親支援センターの設置数	0	0	調整中		
民間フォスタリング機関の設置数	2	2			
基礎研修・登録前研修、更新研修などの 必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15
研修の受講者数	120	120	120	120	120

実績
R6年度
0
2
16
127

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

（ア）施設で養育が必要なこども数の見込み

就学前の乳幼児については、里親等委託を進めつつ、医療的ケアが必要な場合など、ケアニーズの高い乳幼児等を中心として、施設での養育が必要であると考えています。また、特別養子縁組を前提とした場合などは乳児院での養育を経て、里親委託につなげる過程を経ることで、施設とのつながりや、その後のスムーズかつ継続的な支援に結びつきます。

今後里親委託が増えていく中で、委託児童の持つ発達特性やさまざまな課題に対応していくためには、里親と施設との連携を深めていくことも重要であり、一時的に施設での生活を行い、その間に施設や児童相談所の専門職がアセスメントを行うなど、里親、施設の両輪による児童への支援が求められます。

その他、近年は中・高校生の一時保護児童数が増加し、家庭への復帰が難しい児童も増えており、所属する学校の卒業をめざすなど、養護性の高い児童を児童養護施設において支援していくニーズが高まっています。生活の拠点の確保と、就労等をしながら社会的な自立をめざす自立援助ホームへの入居を求めるケースも増えてきています。そのため、施設等入所を必要とする児童が今後も一定数発生すると見込んでいます。

（イ）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を構築しており、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

これは本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員を国の定める配置基準に比して多く配置できるよう市加配の制度を充実させているためであり、結果として、より家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めています。一方で、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、さらに多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が多々見られます。ただ、保育士をはじめ、各専門職種については人材の確保が難しく、また、採用後数年で離職してしまう職員も毎年一定数いることから、職員の確保とともに、育成、定着まで一貫した人材育成のサイクルを構築していくことが求められます。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計141人です（令和6年度末）。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算分）、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。（令和6年度家族療法事業実施：5施設）
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護所の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6カ所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6カ所

ウ 資源の整備・取組方針

（ア）施設で養育が必要なこども数の見込み

施設等の定員については、意見聴取等措置などの対応により、代替養育が必要な児童等の意思や、保護者の意向を最大限尊重し、施設での生活を希望する場合にできる限り応えることや、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることのほか、特に乳児の急な一時保護委託の場合等にも確実に対応ができるよう、今後も必要な定員数を安定的に確保していきます。一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況がありますが、現在入所している児童が措置解除になることで、確保していた定員が減少していく方向性であるため、地域小規模児童養護施設の整備を進め、減少した定員分の確保とともに、並行して施設の地域分散化を推進していきます。その他、ア（ア）で示したように、年長児童の生活の拠点として、自立援助ホームの整備を行うなど、長期化する一時保護への対応策について緊急的な対応を進めていく必要があります。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

（イ）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の方針に従い、小規模かつ地域分散化を推進し、できる限り良好な家庭的環境を確保していくためには、本体施設である程度経験を積んだ職員が分園である小規模施設に分散配置されることになるため、一時的に本体施設機能への影響も予見されるところです。そのため、各施設における人材育成の方針などをもとに、更なる数年先を見据えた安定的な人材の確保と育成、そして定着も踏まえた円滑なサイクルを作り出していくため、職員の処遇改善に関する制度の充実や、職員配置基準の見直し等を適宜行いながら、施設への必要な支援を続けていきます。

施設の小規模かつ地域分散化については、今後も地域小規模児童養護施設の設置を推進していくとともに、本体施設の多機能化や機能転換も見据えた形で、分園型小規模グループケアの導入も選択肢の1つとして取り組み、児童の良好な生活環境の確保と、施設運営とのバランスを推進します。

施設の多機能化・機能転換については、本市の施設において併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やデイステイ、ショートステイの受け入れを継続して実施していくほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っているため、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

その他、児童養護施設については、一部施設について小規模グループケアユニットの機能転換を図り、本体施設の一部を一時保護委託やショートステイ機能に転用することも検討するなど、施設機能の強化を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童養護施設	160	160	154	154	148	162
地域小規模児童養護施設	48	48	54	54	60	48
乳児院	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	42
計（児童養護施設・乳児院）	284	285	280	275	270	297
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	12
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	11
計（専門的施設）	62	74	80	86	86	63
合計	348	359	360	361	356	360

自立援助ホームの数値は調整中
（数値は第6章改訂版のもの）

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
小規模施設の数	7	8	9	9	10	8
小規模施設の入所児童数	35	40	45	45	50	32
分園型グループケアの数	2	3	4	4	4	0
分園型グループケアの入所児童数	10	16	22	22	22	0
専門職(※)の加配施設数	7	7	7	7	7	7
専門職(※)の加配職員数	25	25	25	25	25	25
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	6	6	6	6	6	6
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1	1	1	1	1	1

(※)心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

妊産婦等生活援助事業の事業所数は調整中(数値は第6章改訂版のもの)

（10）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで(措置延長により20歳まで)に措置解除され、地域で生活することが求められますが、児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業の上限年齢が撤廃されたことにより、措置が解除された後も必要な支援を、今まで生活をしてきた施設や里親家庭において継続的に受けることができるようになり、支援の選択肢が増えました。

本市では社会的養護自立支援事業を平成30年度から実施し、進学等希望の児童に対しては進路相談のほか、各種奨学金の取得等に関する支援を実施してきたほか、措置解除後の方に対しては、自立した生活を支えるための生活スキルの向上、金銭面の管理のほか、就労の継続や、やむを得ず退職した際の課題の整理や再就労に向けた支援などを行ってきました。さらに、令和4年度からは施設等退所者どうしが交流できるイベントを事業者が主催で開催するなど、同じ立場の方どうしのつながりだけではなく、事業者と本人のつながりを維持し、困ったときに支援ができる関係づくりを進めてきました。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年度末時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所(12名入居) Ⅱ型：1か所(2名入居) Ⅲ型：6か所(6名入居)
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始しています(1か所)。

※児童自立生活援助事業の類型について

- ・児童自立生活援助事業所Ⅰ型：法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)
- ・児童自立生活援助事業所Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ・児童自立生活援助事業所Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)又は里親(親族里親を除く。)の居宅

ウ 資源の整備・取組方針

措置解除後、既に社会で活躍されている方々(ケアリーバー)へのアンケートからは、社会的養護自立支援事業の利用に関し、自身の経験等から、措置解除になる前の、高校生や中学生といった早期の段階からのキャリア教育や自立後の生活が円滑にいくような実践的な取り組みなどについての支援が有用であったという意見や、実際に自立した後も、精神面に関するサポートや、金銭面の管理、アドバイスなどが受けられる支援者の存在を評価する意見もありました。

また、施設等退所者の中には障害を有する方も一定程度存在することや、家庭との関係性が構築できない中で社会的自立を求められる場合も多いことから、児童自立生活援助の実施を通じて1人1人のニーズをしっかりと把握し、実情を常に把握しながら、継続的かつ現実に即した支援を展開していく必要があります。その他、社会には出たものの、例えば職を失い、生活困窮に陥り、帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の確保の実現に向け検討を進める等、あらゆる場合における支援が可能となるような事業内容の精査、拡充が求められます。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

自立援助ホームの数値は調整中
(数値は第6章改訂版のもの)

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	12	14	16	17	9
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅰ型)	12(2か所)	18(3か所)	18(3か所)	18(3か所)	24(4か所)	12(2か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅱ型)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅲ型)	6(6家庭)	7(7家庭)	8(8家庭)	9(9家庭)	10(10家庭)	6(6家庭)

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和5年度は5,238件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30年、令和4年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、児童家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

第6章 各種量の見込みと確保方策

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における 人材確保・育成	・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。また、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
----------------------	---

ウ 資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、更なる法的対応体制の強化、各区に位置づけられることも家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員のに求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続やさまざまな研修を実施しながら人材育成を推進していきます。また、自立に向けた支援を必要とする一時保護中の児童の中で、複合的な支援が必要な児童に対して、より良い自立支援が行えるよう機能強化について検討を進めていきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→	
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→	
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→	
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→	
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	0か所	1か所	2か所	3か所	0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人	32人

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(12)障害児入所施設における支援

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活をしており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

ウ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

第7章 計画の推進に向けて

- ・ 計画の進行管理

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

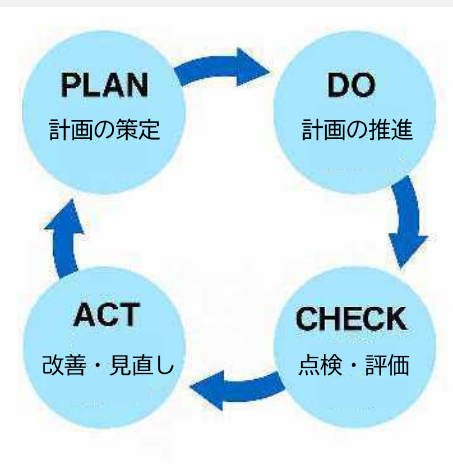
本計画の推進にあたっては、こども未来局を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、有識者、事業者代表、労働者代表、子育て支援従事者や市民委員等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や目標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

(1)第4章について

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第4期実施計画やこどもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置づけた3つの方向性や7つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

■PDCAサイクルによる進行管理



(2)第5章及び第6章について

第5章については、第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第6章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

資料編

- ・ 計画策定の経過等

1 計画策定の経過等

(1) 検討経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

＜川崎市子ども・子育て会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年8月7日	第1回子ども・子育て会議計画推進部会 ・令和6年度子ども・若者調査の実施について
令和7年3月19日	第3回子ども・子育て会議 ・令和6年度川崎市子ども・若者調査結果報告について
令和7年4月18日	第1回子ども・子育て会議 ・令和7年度川崎市ひとり親に関するアンケート調査の実施について
令和7年7月15日	第1回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・令和7年度川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査の実施結果について
令和7年7月29日	第1回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子ども・若者の未来応援プラン」の点検・評価について ・「(仮称)第3期子ども・若者の未来応援プラン」策定方針について
令和7年8月29日	第2回子ども・子育て会議教育・保育推進部会 ・保育所から認定こども園への移行について

＜川崎市こども施策庁内推進本部会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容

1 計画策定の経過等

(2) 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

1 計画策定の経過等

(3) パブリックコメント手続実施結果(概要)

ア 概要

イ 意見募集の概要

題名	
意見の募集期間	
意見の提出方法	
募集の周知方法	

ウ 結果の概要

◇意見提出数 通(電子メール 通、ファックス 通)

◇意見件数 件(電子メール 件、ファックス 件)

項 目	A	B	C	D	E	件数
(1)理念・基本的な視点等に関すること						
(2)施策の方向性Ⅰに関すること						
(3)施策の方向性Ⅱに関すること						
(4)施策の方向性Ⅲに関すること						
(5)子ども・若者を取り巻く個別課題に関すること						
(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関すること						
(7)計画(素案)全般に関すること、その他						
合 計						

【御意見に対する対応区分】

A:御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B:御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進する

C:今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D:案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E:その他

エ 意見の内容と対応

1 計画策定の経過等

(4) 包含する計画と事務事業

方向性	施策	事業事業名	子ども総合計画	子育て支援政策推進計画 次世代育成支援対策行動計画	子どもの権利対策推進計画	子ども健康増進計画 ひびく児童虐待防止促進計画	保母・保育士確保計画 児童労働者保護計画	児童福祉施設整備計画 児童相談所機能強化計画 児童養育施設整備計画 児童発達支援センター設置計画	社会福祉協議会等と協同した活動の推進	
Ⅰ 子どもを地域で安全に育てる環境の充実	1 子どもと社会全体を支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業		○						
		(2)人権オンブズパーソン運営事業		○						
		(3)男女共同参画事業		○						
		(4)地域子育て支援事業	○	○	○	○		○		
		(5)小児医療費助成事業	○	○						
		(6)児童手当支給事業		○						
		(7)児童福祉施設等の指導・監査				○				
	2 子どもよりいかなる成長の促進	(8)子ども・若者未来応援事業	○							
		(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	○	○	○			○	○	
		(2)母子保健指導・相談事業	○	○	○			○	○	
		(3)救急医療体制確保対策事業		○			○			
		(4)青少年活動推進事業	○	○	○					
		(5)こども文化センター運営事業	○	○	○		○			
		(6)わくわくプラザ事業	○	○	○	○				○
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	○	○						
		(8)いいいの家・いきいきセンターの運営	○							
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(9)自治推進事業	○							
		(1)地域等による学校運営への参加促進事業	○	○	○					
		(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	○	○	○					
		(3)教職員研修事業			○					
		(4)家庭教育支援事業	○	○				○		
		(5)地域における教育活動の推進事業	○	○	○					
	4 子どもがすくい居住環境(人へ)	(6)地域の寺子屋事業	○		○					○
		(1)住宅政策推進事業		○						
		(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業		○	○		○			
		(3)市営住宅等管理事業		○	○		○			
		(4)魅力的な公園整備事業	○	○						
		(5)公園施設長寿命化事業								
(6)防犯対策事業		○	○							
(7)商店街活性化、まちづくり運動事業	○									

事業確定後更新

第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン 素案

令和7年11月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-1134

FAX 044-200-3190

Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp